

泉崎村中学生海外派遣委託事業者選定に係るプロポーザル実施要領

1. 委託業務名

平成30年度泉崎村中学生海外派遣委託事業

2. 事業の目的及び業務の内容

別紙 泉崎村中学生海外派遣委託事業仕様書のとおり

3. 提案上限額

5,400,000円(税込額)

※この金額は予算額であり、予定価格を示すものではない。

4. 参加資格

参加資格は次の要件をすべて満たす法人であり、基準日は本プロポーザルの募集開始日とする。なお、契約締結日までに次の事項を欠く事態が生じた場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

- (1) 旅行業法の定めによる海外派遣事業を企画実施できる資格を有する者で、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生開始手続きの申立てがなされていない者(更正手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをされていない者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)であること。
- (3) 過去3年以内に、自治体や教育機関において同種の事業受注実績があること。
- (4) 訪問国において現地での対応が可能な提携先、または現地支店があること。

5. 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次の資料を提出すること。

- (1) 提出書類 泉崎村公募型プロポーザル方式参加表明書(要綱様式第1号)
- (2) 提出方法 窓口、または郵送等
- (3) 提出先 「11. 関係書類の提出先」に記載

6. 審査用書類の提出

参加表明書が受理されると、企画提案書の提出要請書（要綱様式第2号）が送付され、その内容に沿って審査用書類を提出する。

(1) 提出する審査用書類（※下記の資料を6部）

資料番号	審査用書類	指定ページ数	指定様式		
1	会社概要書 様式のとおり	【別紙1】指定様式			
2	派遣事業全体の企画書 事業目的の達成に向けどのようなコンセプトをもって具体的にどう実施しようとするのかを明記する。（※事前準備会、学習会についても記載。）	片面で 4枚以内	A4サイズ ※任意様式 ※カラー可		
3	派遣準備・学習会行程表 派遣までの準備会や学習会行程を明記する。				
4	現地の行程表 派遣中の行程を明記する。				
5	ホームステイ企画書(2日目) 短時間でも有効な活動になるよう工夫し、宿泊先の選考方法等も明記する。				
6	学校交流企画書(2日目) 短時間の学校交流が有効になるよう工夫した内容や事前研修の提案等を具体的に明記する。				
7	視察研修・体験学習企画書(3日目) 現地での貴重な経験が得られるよう、3日目の活動内容を企画し、その手配方法も明記する。				
8	実施体制・緊急時対応表 事業実施体制を系統的に記載し、また緊急時の体制についてもフローなどで明記する。				
9	見積書 様式のとおり			片面で 各1枚以内 (計6枚)	【別紙2】指定様式

(2) 提出方法 窓口、または郵送等による

(3) 提出先 「11. 関係書類の提出先」に記載

7. 質疑及び回答

審査用書類の作成に係る質問については次のとおりとする。

- (1) 提出書類 質問書 【別紙3】
- (2) 提出方法 メールによる 宛先：kyouiku@vill.izumizaki.fukushima.jp
- (3) 回答方法 参加したすべての事業者にもメールで回答する。

8. 審査概要

(1) 審査方法

泉崎村公募型プロポーザル方式実施要綱第3条により組織した企画提案競技審査会（以下「審査会」という。）が提案内容を審査し、評価基準に基づき採点した各審査票の総得点の計が最も高かった提案者を業務委託者として選定する。また、総合点が同点であった場合は、審査会での協議により順位を決定するものとする。なお、当該プロポーザルは、プレゼンテーションは実施せず、書類のみの審査とする。

(2) 評価基準

番号	審査項目	評価の内容	配点
①	提案の趣旨	実施の目的・狙いに沿った提案であり、高い効果が期待できる企画内容である。	10
②	ホームステイ	・ホストファミリーの選定方法と手配の方法が明記され、高い効果が期待できる。 ・効果的な事前学習の提案がある。	10
③	学校交流	・学校交流の手配方法が明記され、その内容も高い効果が期待できる。 ・効果的な事前学習の提案がある。	10
④	視察研修・体験活動	現地視察・体験活動の手配の方法が明記され、その内容も高い効果が期待できる。	10
⑤	全体スケジュール	事業実施までの行程と派遣中の行程が明記されている。	5
⑥	特記事項	村の提示した仕様書に沿って提案者が有用であると考えられる内容が明記されている。	5
⑦	価格評価	見積価格が最も安価だった事業者に 10点 (以降安価順に8点、6点、4点、2点)	10

⑧	受託の体制	同種の事業実績（会社概要書による）があり、実施体制や安全管理面が整っている。	5
---	-------	--	---

(3) 審査結果

審査会による順位が決定したら、実施主体は全参加者に対しすみやかに書面（要綱様式第3号・第4号）で結果を通知する。

9. 欠格事項

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、参加資格を失うものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たしていないことが判明した場合
- (3) 書類の提出が期限を過ぎた場合
- (4) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (5) 審査用書類等の作成にあたり著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 「3 提案上限額」に記載する金額を超えていた場合
- (7) 本実施要領に違反すると認められる場合
- (8) その他、審査会が不適切と判断した場合

10. その他

- (1) 審査会の結果を受けて泉崎村財務規則に準じた随意契約の手続きにより、業務委託契約を締結する。
- (2) 委託業務の内容は、受託者からの提案に基づき協議を行ったうえで決定するため、提案の内容は変更する場合がある。
- (3) 本プロポーザルに要するすべての費用は、参加事業者の負担とする。
- (4) 書類受理後の審査用書類等の修正・変更等は、原則として認めない。
- (5) 提出された書類はすべて本村に帰属し、返却はしない。
- (6) 提出された書類や審査結果について情報公開請求があった場合は、泉崎村情報公開条例（平成14年3月19日条例第1号）に基づき公開する。
- (7) プロポーザル参加申込書の提出後、やむを得ず参加を取りやめる場合は、プロポーザル参加辞退届（様式任意）を提出すること。
- (8) 郵送等による事故、電子メールの通信事故について、本村は責任を負わない。郵送で書類を提出する事業者は、特定記録、簡易書留等確実な方法を選択すること。
- (9) 審査結果に対する不服申立ては、一切受け付けない。

11. プロポーザル実施に係るスケジュール

- | | |
|----------------------|---------------|
| (1) 参加募集開始 | 平成30年6月18日(月) |
| (2) 参加表明書の期限(募集締め切り) | 平成30年6月25日(月) |
| (3) 質問書の受付期限 | 平成30年6月28日(木) |
| (4) 審査用書類の提出期限 | 平成30年7月6日(金) |
| (5) 審査会の実施日 | 平成30年7月9日(月) |
| (6) 審査結果の通知日 | 平成30年7月9日(月) |

12. 関係書類の提出先(問い合わせ)

西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸145 泉崎村教育委員会 教育課
電話:0248-54-1533 FAX:0248-53-1414